

第43回

岡崎市総代会連絡協議会総会

日時 令和5年5月26日（金）午後2時00分

会場 岡崎市民会館あおいホール

岡崎市総代会連絡協議会

目 次

1 感謝状贈呈者

2 表彰状贈呈者

3 議案

第 1 号議案 令和 4 年度事業報告

第 2 号議案 令和 4 年度収支決算報告

第 3 号議案 令和 5 年度活動方針

第 4 号議案 令和 5 年度収支予算

4 令和 5 年度岡崎市総代会連絡協議会役員

5 岡崎市総代会連絡協議会規約

市長感謝状受賞者

(退任総代)

(敬称略)

15年以上(通算)

松 本 宇 野 貢

10年以上(通算)

南 小 呂 柴 田 勝 仁
 伊 賀 北 六 区 淺 井 明 人
 葵 町 石 川 浩
 新 居 中 根 昭 寿
 美 合 東 本 宮 崎 倉 治
 鴨 田 四 区 長 谷 川 初 彦
 百 々 西 町 柴 谷 正 敏

5年以上(通算)

六 供 新 菅 沼 康 行
 中 天 神 山 本 卓 夫
 上 六 名 一 丁 目 加 藤 修 平
 六 名 新 町 岩 波 栄 勝
 六 名 東 町 岩 倉 貢 司
 大 西 二 区 鈴 木 聖 也
 戸 崎 四 区 八 田 吉 夫
 羽 根 東 山 二 区 長 谷 川 保
 柱 曙 一 区 河 合 順 一 郎
 美 合 日 清 地 区 武 田 洋 和
 山 綱 一 区 加 藤 隆
 池 宿 棚 金 田 青 山 道 雄
 本 宿 棚 田 小 澤 一 男

岩	津	天	神	井	上	一
寿			町	尾	崎	芳
上	里	二	丁	小	森	誉
渡		通	津	柴	田	和
奥		山	田	市	川	廣
矢	作	町	四	三	浦	德
大		和	北	倉	橋	紘
井	内	町	二	竹	内	金
赤	渋	四	区	犬	塚	哲
富			尾	柴	田	和
						已

(注) 通算5年以上、10年以上又は15年以上総代を務められ退任されたかたに岡崎市長より感謝状が贈呈されます。

市長感謝状受賞者

(在任総代)				(敬称略)					
伝	馬	通	一	丁	目	竹	内	照	男
伝	馬	通	四	丁	目	浅	野	文	雄
伊	賀	北	四	区		山	崎	治	彦
日	名	西	北	町	一	加	藤	吉	郎
田					口	中	嶋	源	一
柱	六	丁	目			野	本	功	
宮	ノ		入			蔵	地	良	光
仲			組			鈴	木	勝	彦

(注) 通算10年以上総代を務められたかた、また通算8年以上総代をを務め学区総代会長歴が2年以上あるかたに岡崎市長より感謝状が贈呈されます。

市長感謝状受賞者

(総代御家族)

(敬称略)

伝馬通一丁目	竹内 さちよ
伝馬通四丁目	浅野 明美
南 小 呂	柴田 玲子
伊賀北四区	山崎 恵子
日名西北町一区	加藤 厚子
竜美丘一区	山本 智子
戸崎六区	小田 愛子
緑丘二区	鳥居 裕子
百々西町	柴谷 一子

(注) 通算10年以上総代御家族としてご協力されたかたに岡崎市長より感謝状が贈呈されます。

協議会長表彰状受賞者

(退任総代)

(敬称略)

梅園一丁目	佐久間 孝夫
伝馬通五丁目	明城 啓之
久右エ門	加藤 賢二
東 六 供	近 藤 均
小 呂	香村 幸夫
伊賀南八区	寺尾 一郎
板 屋	金原 充義
上六名三丁目	畔柳 久義
羽根北一区	岩瀬 文男
羽根東二区	園部 秀行
庄司田一区	尾和 帆竝

上江羽上丸岡蓑本大鷓駒中川高正 細柿宮小笠竹鍛法桃中	和口根北地 川宿 名 埜 ケ	田一新 大 沢 伊	三丁二町四 二町 新 西 久	区目区区山町区栄幡巢立門向橋町 光平崎楠井連部味保西	市中田吉近原大中足鈴柴浅宮太住青片藤原磯山山畑井柴嶺	川村口村藤田久嶋立木田井島田田山岡田田 谷 内内中田田澤	賀武康信修勝 保 隆哲新博春忠紀好徳盛成康 典信重 いす高	三宏幸義司可清則郎市和夫幸彦正市行孝年茂之敏已ず明孝
-------------------------------	----------------------------	--------------------	----------------------------	-------------------------------	----------------------------	------------------------------------	---	----------------------------

(注) 通算3年以上総代を務められ5年未満で退任されたかたに協議会長より表彰状が贈呈されます。

第1号議案

令和4年度 事業報告

月 日	事 業 名	内 容
令和4年 4月1日	業務受託	市政に関する委託業務の受託
5月6日	学区総代会長会（第1回）	役員改選について ほか
5月6日	役員会（第1回）	〃
5月27日	役員会（第2回）	総会の運営について
5月27日	学区総代会長会 （第2回）	中止 〃
5月27日	総会（第42回）	表彰、事業計画、収支予算について ほか
8月19日	役員会（第3回）	町内会運営に係る資料の提出について ほか
9月22日	学区総代会長会（第3回）	〃
11月11日	役員会（第4回）	市政に関する業務完了報告書の提出について ほか
令和5年 1月6日	学区総代会長会（第4回）	〃
1月6日	学区総代研修会	これからの町内会運営
1月7日	新年交礼会	岡崎市との共催
1月26日	役員会（第5回）	令和5年度市政に関する委託業務について ほか
2月10日	学区総代会長会 （第5回）	〃
4月5日	役員会（第6回）	学区総代会長会及び総会の運営について ほか

令和4年度 収支決算

収入の部

項	目	予 算 額 (A)	収 入 済 額 (B)	比 較 (A-B)	備 考
		円	円	円	
1	会費	278,000	278,000	0	
2	市支出金	159,879,000	158,667,780	1,211,220	
3	研修奨励金	300,000	300,000	0	
4	繰越金	426,638	426,638	0	
5	雑収入	362	9	353	
	計	160,884,000	159,672,427	1,211,573	

支出の部

項	目	予 算 額 (A)	支 出 済 額 (B)	比 較 (A-B)	備 考
		円	円	円	
1	会議費	2,057,000	1,535,687	521,313	
	1 総会費	1,327,000	1,040,226	286,774	
	2 会議費	330,000	86,421	243,579	
	3 研修費	400,000	409,040	△ 9,040	
2	需用費	484,000	311,940	172,060	
	1 消耗品費	200,000	78,027	121,973	
	2 印刷製本費	260,000	209,935	50,065	
	3 通信費	24,000	23,978	22	
3	業務費	158,283,000	157,067,780	1,215,220	
	1 業務費	158,283,000	157,067,780	1,215,220	
4	諸 費	60,000	22,507	37,493	
	1 慶弔費	50,000	22,177	27,823	
	2 雑 費	10,000	330	9,670	
	計	160,884,000	158,937,914	1,946,086	

収入済額 159,672,427 円

支出済額 158,937,914 円

収支差引額 734,513 円(令和5年度へ繰越)

令和4年度 監査報告

決算の監査にあたり、収入支出に伴う証拠書類、その他関係諸帳簿を審査した結果、整理は正確であり、その事務処理についても適正であったことを確認しました。

令和5年4月5日

岡崎市総代会連絡協議会

監事 小林 勇 

監事 小田 明博 

令和5年度 活動方針

近年わが国においては、少子・高齢化が進む一方、国際社会の大きな変動に伴い、社会構造も著しく変化しており、様々な問題が発生しています。

各地域においても、これら、社会情勢の動きに対応した住民自治活動が求められており、民主的な活動の展開を図るなかで、地域の諸問題の解決や、住民福祉の向上に努めていかなければなりません。

そのためには、住民相互の共助・交流を尚一層進めていくと同時に、地域における自治活動をさらに活性化させていくことが重要です。

また、各町内会相互の連携をより強固なものにして、多様化、複雑化する住民の要望の把握に務め、さらなる行政との協働を進めることで、明るく住みやすい岡崎のまちづくりを推進します。

1 市民活動への積極的な協力と参加

1 防災活動の推進

1 防犯活動の推進

1 交通安全の推進

1 地域福祉活動の推進

1 行政との協働による安全で美しいまちづくりの推進

この活動方針の推進のため、岡崎市総代会連絡協議会は、市政に係る住民に身近な諸業務について行政に協力するとともに、町総代の意識向上のため研修、会議などを主催し、長年、町総代を務められた方々の業績を讃えながら、町総代相互の理解と協力の手助けとなるよう、事業を行ってまいります。

令和5年度 収支予算 (案)

収入の部

項	目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	増 減(A-B)	備 考
		円	円	円	
1	会費	278,000	278,000	0	
2	市支出金	161,124,000	159,879,000	1,245,000	
3	研修奨励金	300,000	300,000	0	
4	繰越金	734,513	426,638	307,875	
5	雑収入	487	362	125	
	計	162,437,000	160,884,000	1,553,000	

支出の部

項	目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	増 減(A-B)	備 考
		円	円	円	
1	会議費	2,367,000	2,057,000	310,000	
	1 総会費	1,387,000	1,327,000	60,000	
	2 会議費	380,000	330,000	50,000	
	3 研修費	600,000	400,000	200,000	
2	需用費	486,000	484,000	2,000	
	1 消耗品費	200,000	200,000	0	
	2 印刷製本費	260,000	260,000	0	
	3 通信費	26,000	24,000	2,000	
3	業務費	159,524,000	158,283,000	1,241,000	
	1 業務費	159,524,000	158,283,000	1,241,000	
4	諸 費	60,000	60,000	0	
	1 慶弔費	50,000	50,000	0	
	2 雑 費	10,000	10,000	0	
	計	162,437,000	160,884,000	1,553,000	

令和5年度岡崎市総代会連絡協議会役員

会 長	長 坂	秀 志	(六名学区)
副会長	平 岩	幸 一	(連尺学区)
〃	山 本	吉 夫	(竜美丘学区)
〃	大 美	昇 治	(上地学区)
書 記	山 本	英 昭	(竜谷学区)
会 計	山 口	和 則	(奥殿学区)
幹 事	鈴 木	康 之	(常磐東学区)
〃	加 藤	宗 博	(城南学区)
〃	高 木	義 彦	(美合学区)
〃	山 中	昭 秋	(矢作東学区)
〃	藤 原	俊 廣	(六ツ美西部学区)
監 事	渡 邊	喜 則	(梅園学区)
〃	荻 野	保 夫	(形埜学区)

顧 問 神 尾 明 幸

岡崎市総代会連絡協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、岡崎市内の町内会相互の連絡を密にし、その健全な運営と発展を図るとともに、市政への協力と民意の反映を促進し、住民の福祉向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町総代相互の連絡調整に関する事項
- (2) 県、市及びその他の公共的団体との連絡と協力に関する事項
- (3) その他この会の目的達成のために必要な事項

(名称及び所在地)

第3条 この会は、岡崎市総代会連絡協議会と称し、事務局を岡崎市役所内に置く。

第2章 会員

(会員)

第4条 この会の会員は、岡崎市内の町総代とする。

- 2 この会に入会しようとするものは、別に定める様式の町総代届を毎年4月上旬までに会長に提出しなければならない。
- 3 町総代届を提出した後、その年度内に町総代が交代する場合は、別に定める様式の町総代変更届を会長に提出しなければならない。
- 4 最新の町総代届または町総代変更届に記載されている町総代を会員とし、その他のものは退会したものとみなす。

第3章 役員

(役員の種類別)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、学区総代会長のうちから学区総代会長会において選出する。

2 会長以外の役員は、別表の左欄に掲げる地区の代表者のうちから学区総代会長会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 書記は、この会の会務を処理する。

(4) 会計は、この会の会計事務を処理する。

(5) 幹事は、この会の会務の審議に参画する。

(6) 監事は、この会の会計事務を監査する。

(任期等)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後も、後任者が決定するまではその職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 この会に、顧問を置くことができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第10条 この会の会議は、定期総会、臨時総会、学区総代会長会及び役員会とし、定期総会は毎年1回、その他の会議は会長が必要と認めたとき又はそれぞれの構成員の3分の2以上から請求があったとき会長が招集する。

2 会議の議長は会長とし、会議はそれぞれの構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数でこれを決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 緊急を要する事項については、役員会において処置し、後日の学区総代会長会に報告し、承諾を受けるものとする。

(会議の構成)

第11条 定期総会及び臨時総会は、会員をもって構成する。

2 学区総代会長会は、各小学校区内の町総代より1名選出された学区総代会長をもって構成する。

3 役員会は、第5条において定める役員をもって構成する。

(総会の機能)

第12条 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正をすること
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) その他この会の運営に必要な事項

(学区総代会長会の機能)

第13条 学区総代会長会は、次の事項を処理する。

- (1) 役員会より提示された案件について審議すること
- (2) 総会へ提示する案件について審議すること
- (3) 役員を選出に關すること
- (4) その他この会の運営に必要な事項

2 学区総代会長は、学区総代会長会において特に必要とされた案件については、各小学校区内の町総代にその内容について連絡調整しなければならない。

(役員会の機能)

第14条 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) この会の運営に關し、会員及び事務局から提起された案件について審議し、学区総代会長会へ提示すること
- (2) 緊急を要する案件について議決し、学区総代会長会へ報告すること
- (3) その他この会の運営に必要な事項

第5章 経費

(経費の構成)

第15条 この会の経費は、会費、負担金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第16条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第17条 この会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書及び収支決算報告書を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(委 任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、学区総代会長会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

平成元年5月15日に一部改正する。

附 則

平成9年5月28日に一部改正する。

附 則

- 1 平成17年5月25日に一部改正する。
- 2 この改正は、岡崎市と額田郡額田町の合併期日をもって効力を発する。

附 則

平成18年5月25日に一部改正する。

附 則

平成22年4月1日に一部改正する。

附 則

令和3年4月1日に一部改正する。

(規約第6条 別表)

地 区	学 区
中 央 1	梅園・根石・井田
中 央 2	広幡・連尺・愛宕
中 央 3	六名・三島・竜美丘
中 央 4	常磐南・常磐東・常磐
岡 崎 1	羽根・小豆坂・城南
岡 崎 2	岡崎・福岡・上地
大 平	男川・美合・緑丘・生平・秦梨
東 部	竜谷・藤川・山中・本宿
岩 津	恵田・岩津・大樹寺・大門・奥殿・細川
矢 作	矢作東・矢作北・北野・矢作西・矢作南
六 ッ 美	六ッ美中部・六ッ美北部・六ッ美西部・六ッ美南部
額 田	豊富・夏山・宮崎・形埜・下山

岡崎市総代会連絡協議会表彰内規

第1条 協議会は、次に該当する者に対し、表彰することができる。

(1) 3年以上5年未満の期間町総代を務め、その職を退任する者。

2 在職年数は、中断するもその前後を通算する。

3 在職年数は、満年をもって計算する。

第2条 学区総代会長は、前条に該当する者を調査し、会長に報告するものとする。

第3条 会長は、前条の報告により、表彰の内申書を役員会で審査のうえ、表彰状に記念品を添えて總會において表彰する。

附 則

1 この内規は、昭和56年4月1日から施行する。

2 第1条に定める在職年数については昭和22年1月1日から適用する。

3 昭和62年4月1日一部改正する。

4 平成4年4月1日一部改正する。

岡崎市総代会連絡協議会弔慰内規

第1条 次の者が死亡したときは、次の各号により金品を贈るものとする。

(1) 学区総代会長 金10,000円と生花2

(2) 町総代 金10,000円と生花1

(3) 町総代の配偶者及び同居の親族 弔電

第2条 学区総代会長が病気、事故のため3週間以上入院したときは見舞金5,000円を贈るものとする。

第3条 会員の災害、その他特に必要と認めたときはその都度役員会に諮って会長が定める。

第4条 弔慰、見舞金等を受けるべき理由が生じたときは、学区総代会長はその旨を会長に申し出て、会長がこれを執り行うものとする。

附 則

1 この内規は、昭和56年4月1日から施行する。

2 昭和63年4月1日一部改正する。

3 平成14年4月1日一部改正する。